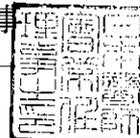


平成 2 8 年 4 月 2 0 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純



平成 2 8 年熊本地震の被災者に対する既往歴等の提供について

平成 2 8 年熊本地震により被災した被保険者（熊本県の国保・後期高齢者医療の被保険者）が避難をし、避難先においてかかりつけ医療機関以外の医療機関を受診する際に、当該医療機関では、当該被保険者の既往歴や服薬情報等を把握できない状況が想定されます。

そうした場合において、被保険者の同意を得た上で、医療機関及び保険者より熊本県国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会へ照会があった場合には、個人情報保護法に則り、被保険者の罹患情報を提供する事業が実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該取扱いに関しましては、今回の熊本地震に限定した取扱いとなりますことを申し添えます。

[添付資料]

- ・平成 2 8 年熊本地震の被災者に対する既往歴等の提供について（情報提供）
（平 28. 4. 20 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課）

事務連絡

平成 28 年 4 月 20 日

都道府県民生主管部（局）
都道府県国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 28 年熊本地震の被災者に対する既往歴等の提供について（情報提供）

今般の平成 28 年熊本地震により被災した被保険者には、かかりつけの医療機関等で診療を受けられず、既往歴や服薬の情報を把握できない場合も想定されます。

こうした中、かかりつけの医療機関等以外においても、被保険者の罹患情報を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、別紙のとおり、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「熊本県国保連」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）において、医療機関及び保険者からの照会に応じ、個人情報保護法に則って、被保険者（国保及び後期高齢者医療制度の被保険者）の罹患情報を提供する事業を実施することとなりました。ついては、貴管内関係者への周知等につき、特段の配慮をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、熊本県国保連にお問い合わせ下さい。

熊本県の医療機関の皆さまへ

- 熊本県の国保・後期高齢者医療の被保険者の方が被災し避難したとき、かかりつけの医療機関等で診療が受けられなくなっている場合があります。
- その中には、既往歴や服薬の情報を把握できない方がおられますが、適切な医療を速やかに提供するためには、罹患情報を把握することが有効であることから、被災者の同意を得た医療機関及び保険者から照会があれば、国保連合会(国保中央会)からその方の罹患情報を提供いたします。

※この取り扱いについては、今回の熊本地震に限定した取り扱いとなります。

※個人情報保護の取り扱いについては十分に留意いたします。

